

お客様各位

2021 年 1 月
香港日本通運
引越支店

弊社引越サービスにおける新型コロナウイルス対応につきまして

(感染者の確認があったエリアにおける引越サービスにつきまして)

日頃より 弊社海外・国内引越サービスをご愛顧賜り誠に有り難うございます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大 および 2020 年 7 月以降の香港域内におけます感染拡大を受けて 香港政府は感染拡大防止に向けた新たな指針を発表致しました。

当該政府方針を受けまして、弊社と致しましても感染防止に向けた予防策を講じさせて頂いております。一方で、感染者が確認されたマンションやオフィスビル等におけます引越作業につきましては弊社スタッフ自身の感染ならびに後続の作業を実施させて頂くお客様への二次感染のリスクが極めて高く、当該リスクを回避すべく下記対策を実施させて頂いております。お客様ならびに関係皆様におかれましてはご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

●感染防止対応策につきまして

COVID-19 香港域内感染拡大を受け、現在弊社が提供させて頂いております引越サービス全般におきまして、作業現場となりますマンション等 建屋（タワー、ブロック等）同フロア内で感染者が確認された場合 もしくは香港政府により出入者全てに検査義務と指定された場合におきまして 同建屋内におけます上記サービスの提供を 感染が確認された日より起算致しまして 14 日間 および 香港政府により検査義務が解除されるまでの期間サービス提供を停止させて頂いております。感染予防に関する取り組みの一貫であり、お客様のご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

※14 日間の日数は感染が確認された翌日以降からの起算とさせていただきます。

但し、上記対象建屋における作業で、かつ香港政府により出入者全ての検査義務と指定されない場合は 上記期間中でありましてもお引越を行わせて頂くお客様 および ご同居人様（ご家族様）が（建屋内感染発生が確認された以後）独自に PCR 検査を受けられ、結果 陰性と判断された場合は 当該検査結果をご提示頂く事で作業可能とさせて頂く場合がございます。

内容にご不明な点などございましたら弊社スタッフまでお問い合わせ頂けますようお願い申し上げます。

以上